

工学研究科 学位申請資格

修士

(資格1)

博士前期課程に在学中で、論文審査終了時までには在学期間が2年に達し、かつ、所定の単位を修得する見込みのある者。

(資格2)

博士前期課程に在学中で、在学期間が2年を超えた者のうち、既に所定の単位を修得した者、または論文審査終了時までには所定の単位を修得する見込みのある者。

(資格3)

博士前期課程に在学中で、学位授与審査終了時までには、在学期間が1年以上経過し、かつ、所定の単位を修得する見込みの者で、運営委員会において特例として在学期間の短縮が認められた者(注1)。

注1) 臨時研究科運営委員会(資格審査)で学位授与申請資格を承認したのちに申請手続をすること。

課程博士

(資格1)

本学大学院工学研究科博士後期課程(以下「博士後期課程」という。)に在学中の者のうち、学位論文審査終了時までには、在学期間が3年に達し、かつ、所定の単位を修得する見込みであることが申請しようとする者の研究指導教員により認められた者。(学位規程第4条第2項該当者)

(資格2)

博士後期課程に在学中で、在学期間が3年を超える者のうち、既に所定の単位を修得した者、または学位論文審査終了時までには所定の単位を修得する見込みであることが申請しようとする者の研究指導教員により認められた者。(学位規程第4条第2項該当者)

(資格3)

博士後期課程に在学中で、学位論文審査終了時までには、博士前期課程と博士後期課程の在学期間が合わせて3年以上で、かつ、所定の単位を修得する見込みであることが申請しようとする者の研究指導教員により認められた者で運営委員会において特例として学位授与の申請を認められた者(注1)。(学位規程第4条第2項該当者)

(資格4)

博士後期課程に在学中で、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科により認められ入学し、学位論文審査終了時まで、在学期間が1年以上で、かつ、所定の単位を修得する見込みであることが申請しようとする者の研究指導教員により認められた者で、運営委員会において特例として学位授与の申請を認められた者(注1)。(学位規程第4条第2項該当者)

(資格5)

博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者のうち、退学後1年以内に学位論文の審査が終了する見込みであることが運営委員会において認められた者(注2)。(学位規程第4条第3項該当者)

注1) 臨時研究科運営委員会(資格審査)で学位授与申請資格を承認したのちに申請手続をすること。

注2) 資格5の申請者については、退学時に申請者が所属していた専攻の専攻長は、分野長の申し出に基づいて、該当申請資格の認定について単位修得退学前の運営委員会に提案し、承認を受けておくこと。

論文博士

(資格1) 博士前期課程又は修士課程を修了後、4年以上の研究歴を有する者。

(資格2) 大学学部卒業後、7年以上の研究歴を有する者。

(資格3) 短期大学または高等専門学校卒業後、11年以上の研究歴を有する者。

(資格4) 上記と同等以上の研究能力を有することが、運営委員会で認められた者(注1)

注1) 臨時研究科運営委員会(資格審査)で学位授与申請資格を承認したのちに申請手続をすること。